

安八町告示第108号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年7月12日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年7月29日

安八町監査委員 清 伸二 

記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和元年7月12日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年6月29日、安八工場会の折の会費5,000円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

（添付書類）

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年6月24日付 情報公開請求書
4. 令和元年6月24日付 情報公開請求書
5. 令和元年6月24日付 情報公開請求書
6. 問い合わせ 支出命令の取り消しについて

(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

7. 伺い 支出命令の取り消しについて

(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

8. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシーレンタカー代)の戻入れについて(戻入れ金額175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年7月16日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、安八町長に対し、平成30年6月29日、安八工場会の折の会費5,000円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査委員の除斥

大平文雄監査委員においては、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係があることから、法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年7月25日に新

たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年7月22日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年7月25日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を議会事務局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第6 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年6月29日、「安八町工場会意見交換会（以下「意見交換会」という。）」がハートピア安八で開催された。
- (2) (1)には、安八町内に事業所をおく31事業所の代表者ら（以下「工場会ら」という。）、安八町議会議長（以下「議長」という。）、安八町商工会の関係者ら、そして安八町からは安八町長（以下「町長」という。）を含む計6名が出席した。
- (3) (1)では、町長から工場会らに対して、当該年度における町の主要施策の説明と町政の報告が行われた。
- (4) (1)の後に(2)は懇親会に出席し、それぞれの立場で意見交換を行った。
- (5) (2)のうち議長が安八町議会を代表して意見交換会及び懇親会に出席する目的は、工場会らから「安八スマートインターインテグレーションの効果を最大限に活かしたまちづくり」に対する意見や要望等を直接聴取するため、又、安八町内において、新たな活力の創造や雇用機会の拡充等、地域の活性化を図るために、工場会らの理解と協力が必要不可欠であると考えていたことから、当面における、社会経済情勢が変化する中での自立したまちづくりを推進していくための意見等を交換することであった。
- (6) 議長は、(5)の目的をもって懇親会に出席し、請求書中、事実証明書②にて示されているとおり、会費として5,000円を支払った。

(7) 議長は、懇親会の機会を利用して(5)の目的を達成した。

第7 判断に当たっての関係法令等について

1 行政実例

交際費の一般的意義及び具体的意義について、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行に必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。

(昭和28年7月1日自行行發第200号千葉県総務部長あて行政課長回答)

2 町長交際費の支出基準

町長又は町長の代理として副町長若しくは職員が、町を代表して外部の個人又は団体との交際に要する経費の支払基準について規定されている。

第8 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「会費（安八工場会の折）」に関し、「この会の出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面」、「この会に出席する目的が達成されたことを証するもの」、「この会に出席した結果がどのように町政に反映されたか分かるもの」について令和元年6月24日に情報公開している。安八町情報公開条例では、第9条 実施機関は、前条本文の規定による請求書の提出があった日から起算して15日以内に、請求に係る情報の公開をするかどうかを決定しなければならない、と規定されているが、現在、請求書の提出のあった日から起算して15日以上経過しているが、請求に係る情報の公開をするかどうかの決定がされておらず書類の確認が不可能である。」とした上で、「議会議員と思われる者（議会運営費からの支出であるため）は、安八町を代表して安八工場会に出席しているはずであり、公費を使用する以上は、これらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならることは言うまでもない。月日が経ち議会議員のこの会の内容が曖昧となつてしまったら、本件の会が安八町にとって全くムダな支出となつてしまう。公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑩使用料及び賃借料（タクシ一代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、議長が意見交換会後の懇親会に出席することについて検討した。

地方公共団体における議会は、地方公共団体の意思を決定する機関である。法第89条は、「普通地方公共団体に議会を置く」と規定している。そして、その役割

としては、①地域社会における多種多様な争点を政治過程にのせること、②審議を通じてそれらの争点に政策としての優先順位を与え住民に示すこと、③長との競争と緊張感を保ちつつ地方公共団体の公的な意思を形成すること、④執行機関による行政の適正さや有効性を評価し、監視・統制していくこと等が挙げられる。

これは、安八町議会（以下「議会」という。）においても同様である。

つまり議長は、その役割を果たしていく議会のなかで法第103条第1項の規定により選ばれた者である。

上記、第6 事実関係の確認／1 監査対象事項について／（5）のとおり、議長は懇親会の機会を利用して、当面における、社会経済情勢が変化する中での自立したまちづくりを推進していくための意見等の交換を出席者と行っている。

つまり、議長が懇親会に出席することは、議会を代表する者として、工場会らと相互理解や懇親を深めるためにも有意義なものであり、かつ、将来にわたる工場会らが勤務する事業所の協力を確実なものにする効果が期待できる。

また、議長として、安八町内において、新たな活力の創造や雇用機会の拡充等、地域の活性化を図るために重要な役割を果たしている工場会らに対し、敬意をもって接するべきものであり、工場会らと相互理解を図り、懇親の実を深め、今後の協力を期待する機会として懇親会に出席することも社会通念上の相当性が認められる。

これらの事情等を総合すると、議長が懇親会に出席したことは、議長として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、懇親会の機会を利用して工場会らから町政への意見等を直接聴取すること、又、当面における社会経済情勢が変化する中での自立したまちづくりを推進していくための意見等を交換することは、議長の職務の範囲内であり、行政実例（昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答）による交際費の解釈に沿って、町長交際費の支出基準に準じ、公務である懇親会の出席に付随して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由の記載のとおり、「公費の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシ一代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

なし。

